

(書式 3-3-2)

特別縁故者に対する相続財産の分与を求める審判申立書

特別縁故者に対する相続財産の分与を求める審判申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所御中

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
申立人 〇〇〇〇  
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
被相続人 〇〇〇〇  
平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡

申立の趣旨

申立人に対して被相続人の財産を分与するとの審判を求める。

申立の実情

1 申立人は、被相続人の夫として昭和〇〇年〇〇月〇〇日婚姻したが、婚姻届

を出さず、内縁関係のまま同居して生活を共にし、平成〇〇年〇〇月〇〇日からは被相続人の療養看護にも尽くしてきた。

2 被相続人は平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したが、相続人はなく、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇家庭裁判所において相続財産管理人が選任され、管理人の申立により同家庭裁判所は、相続人搜索の公告を行ったが、権利の申し出がないまま、平成〇〇年〇〇月〇〇日に公告期間は満了した。

3 被相続人には、別紙遺産目録記載の財産がある。

4 被相続人には、遺言もないので、相続債務清算後の残余財産は、特別縁故者である申立人に分与されたく、本申立に及んだものである。

### 添付書類

戸籍謄本（申立人）	1 通
戸（除）籍謄本（被相続人）	1 通
住民票（申立人）	1 通
除票（被相続人）	1 通
遺産目録	1 通
不動産登記簿謄本	1 通
固定資産評価証明書	1 通

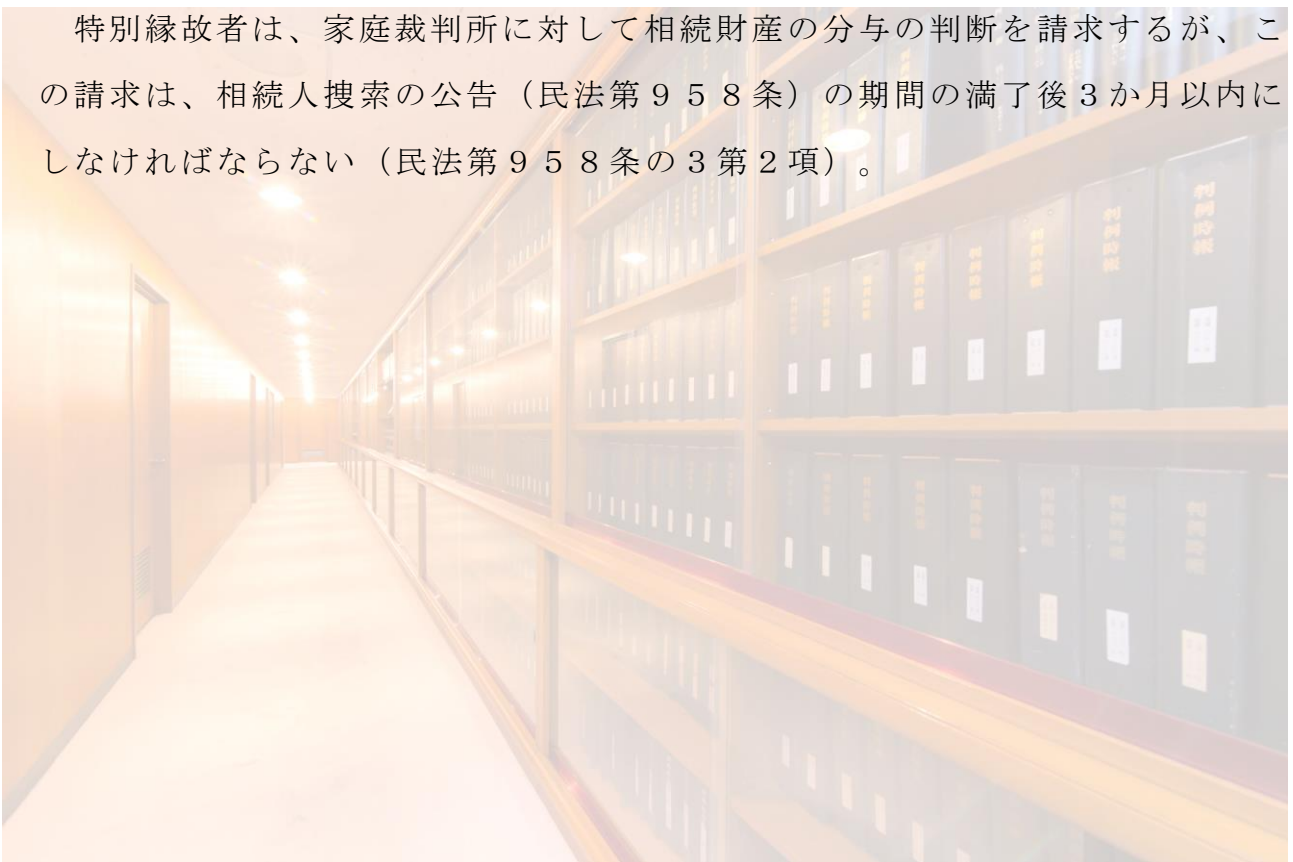
以上

## 解説

民法第958条の3第1項による特別縁故者に対する相続財産の分与の申立である。

被相続人に法定相続人がいない場合、遺産は国庫に帰属するのが原則である。しかし一定の要件を満たす場合には、被相続人と特別の関係がある者（特別縁故者）が、遺産の一部又は全部を取得することができる。

特別縁故者は、家庭裁判所に対して相続財産の分与の判断を請求するが、この請求は、相続人捜索の公告（民法第958条）の期間の満了後3か月以内に行なければならない（民法第958条の3第2項）。



\* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/>をご覧ください。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所